

国土交通省
環境省 令第二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の六の規定に基づき、船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令
船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令（昭和六十二年
総理府 令第一
運輸省
号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第一条 (略) 2\4 (略)</p> <p>5 この省令において「残留性浮遊物質」とは、次の各号のいずれにも該当する物質をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 密度が海水の密度以下のものであること。 二 蒸気圧が〇・三キロパスカル以下のものであること。 三 水に対する溶解度が〇・一重量パーセント(当該物質が固体である場合にあつては十重量パーセント)以下のものであること。 四 温度二十度における動粘度が十平方ミリメートル毎秒を超えるものであること。 五 膜を生成するものであること。 <p>6 (略) (Y類物質等又はZ類物質等に係る予備洗浄)</p>	<p>(定義) 第一条 (略) 2\4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略) (Y類物質等又はZ類物質等に係る予備洗浄)</p>

第五条 (略)

2 前項の予備洗浄装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。

一 (略)

二 イ又はロに掲げる方法(平成六年七月一日以後に建造された船舶にあつては、イに掲げる方法に限る。)により洗浄すること。

イ 貨物艙一艙当たりの洗浄水の量が、次の表の上欄に掲げる物質の区分及び同表の中欄に掲げる取卸しを行う海域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した量以上となるように洗浄すること。

物質の区分	取卸しを行う海域	貨物艙一艙当たりの洗浄水の量(立方メートル)
一 凝固性物質であるもの又は高粘性物質であるもの	全ての海域	$15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^{-3}$
二 非凝固性物質であつて低粘性物質である	全ての海域	$0.5 \times (15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^{-3})$

第五条 (略)

2 前項の予備洗浄装置は、次に掲げるところにより用いるものとする。

一 (略)

二 イ又はロに掲げる方法(平成六年七月一日以後に建造された船舶にあつては、イに掲げる方法に限る。)により洗浄すること。

イ 貨物艙一艙当たりの洗浄水の量が、次の表の上欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した量以上となるように洗浄すること。

物質の区分	貨物艙一艙当たりの洗浄水の量(立方メートル)
凝固性物質であるもの又は高粘性物質であるもの	$15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^{-3}$
非凝固性物質であつて低粘性物質であるもの	$0.5 \times (15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^{-3})$

備考 この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

V 貨物艙一艙当たりの容量を立方メートルで表した数値

r 貨物艙一艙当たりのY類物質等又はZ類物質等の

<p>るもの（次の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>三 特定残留性浮遊物質（残留性浮遊物質のうち、次のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。）であるもの</p>	<p>北西ヨーロッパ海域、バルティク海海域、別表に掲げる西ヨーロッパ海域及び同表に掲げるノルウェー海域</p>	<p>$0.5 \times (15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^{-3})$</p>
<p>八 温度二十</p>	<p>イ 非凝固性物質であつて低粘性物質であること。 ロ Y類物質等であること。</p>	<p>北西ヨーロッパ海域、バルティク海海域、別表に掲げる西ヨーロッパ海域及び同表に掲げるノルウェー海域</p>	<p>$15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^{-3}$</p>

残留量を立方メートルで表した数値。ただし、Vが一〇〇以下であつて当該残留量が〇・〇四立方メートル未満である場合にあつては〇・〇四とし、Vが一〇〇を超え五〇〇未満であつて当該残留量が次の算式により算定した量未満である場合にあつては当該算式により算定した量とし、Vが五〇〇以上であつて当該残留量が〇・一立方メートル未満である場合にあらぬは $0.5 + 25 \times 10^{-3}$

<p>度における 粘度が五十 ミリパスカ ル秒以上で ある物質又 は融点が温 度零度以上 である物質 であること と。</p>	<p>備考 この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>V 貨物艙一艙当たりの容量を立方メートルで表した 数値</p> <p>r 貨物艙一艙当たりのY類物質等又はZ類物質等の 残留量を立方メートルで表した数値。ただし、Vが 一〇〇以下であつて当該残留量が〇・〇四立方メー トル未満である場合にあつては〇・〇四とし、Vが 一〇〇を超え五〇〇未満であつて当該残留量が次の 算式により算定した量未満である場合にあつては当 該算式により算定した量とし、Vが五〇〇以上であ</p>
---	--

つて当該残留量が〇・一立方メートル未満である場合にあつては〇・一とみなす。
 $r = 15r^{0.8} + 5r^{0.7} \times V \times 10^{-3}$

□ 洗淨機を次の表の上欄に掲げる物質の区分及び同表の中欄に掲げる取卸しを行う海域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるサイクル数以上作動させること。

物質の区分	取卸しを行う海域	サイクル数
一 凝固性物質であるもの	全ての海域	一
二 非凝固性物質であるもの (次の項に掲げるものを除く。)	全ての海域	二分の一
三 特定残留性浮遊物質であるもの	北西ヨーロッパ海域、バルティク海海域、別表に掲げる西ヨーロッパ海域及び同表に掲げる	二分の一

□ 洗淨機を(1)及び(2)に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げるサイクル数以上作動させること。
 (1) 凝固性物質であるもの 一
 (2) 非凝固性物質であるもの 二分の一

3
(略)

		ノルウェー海域 以外の海域	ノルウェー海域
北西ヨーロッパ 海域、バルティ ック海海域、別 表に掲げる西ヨ ロッパ海域及 び同表に掲げる ノルウェー海域	—		

別表(第五条第二項関係)

西ヨーロッパ海域	海域名	海域の範囲
		北緯五十八度三十分経度〇度の点から陸岸まで二七〇度に引いた線、同点、北緯六十二度経度〇度の点、北緯六十二度西経三度の点、北緯五十六度三十分西経十二度の点、北緯五十四度四十分四十秒・九西経十五度の点、北緯五十度

3
(略)

(新設)

五十六分四十五秒・三西経十五度の点、北緯四十八度二十七分西経六度二十五分の点、北緯四十八度二十七分西経八度の点、北緯四十四度五十二分西経三度十分の点、北緯四十四度五十二分西経十度の点、北緯四十四度十四分西経十一度三十四分の点、北緯四十二度五十五分西経十二度十八分の点、北緯四十一度五十分西経十一度三十四分の点、北緯三十七度西経九度四十九分の点、北緯三十六度二十分西経九度の点、北緯三十六度二十分西経七度四十七分の点及び北緯三十七度十分西経七度二十五分の点を順次結んだ線並びに北緯五十一度二十二分二十五秒東経三度二十一分五十二秒・五の点と英国東岸の

<p>ノルウエー海域</p>	
<p>北緯六十九度四十七・六九〇四分東経三十度四十九・〇五九分の点、北緯六十九度五十八・七五八分東経三十一度六・二五九八分の点、北緯七十八・六二五分東経三十一度三十五・一三五四分の点、北緯七十度十六・四八二六分東</p>	<p>北緯五十二度十二分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（北緯五十二度十・三分西経六度二十一・八分の点と北緯五十二度一・五二分西経五度四・一八分の点を結んだ線及び北緯五十四度五十一・四三分西経五度八・四七分の点と北緯五十四度四十三・九分西経五度三十四・三四分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域を除く。）</p>

経三十二度四・三八三六分の点、北緯七十三度二十三・〇六五二分東経三十六度二十八・五七三二分の点、北緯七十三度三十五・六五八六分東経三十五度二十七・三三七八分の点、北緯七十四度二・九七四八分東経三十三度十七・八五九六分の点、北緯七十四度二十・七〇八四分東経三十度三十三・五〇五二分の点、北緯七十四度二十九・七九七二分東経二十六度二十八・一八〇八分の点、北緯七十四度二十四・二四四八分東経二十二度五十五・〇二七二分の点、北緯七十四度十三・七二二六分東経二十度十五・九七六二分の点、北緯七十三度三十五・四三九分東経十六度三十六・四九七四分の点、北緯七十

三度十四・八二五四分東經十
四度九・四二六六分の点、北
緯七十二度四十二・五四分東
經十一度四十二・一三九二分
の点、北緯七十一度五十八・
二分東經九度五十四・九六分
の点、北緯七十一度三十七・
五六一二分東經八度四十三・
八二三分の点、北緯七十度
四十三・一六一分東經六度三
十六・〇六七二分の点、北緯
六十九度三十六・六二四分東
經四度四十七・三三二分の点
、北緯六十八度五十八・三一
六四分東經三度五十一・二一
五四分の点、北緯六十八度十
四・九八九二分東經三度十七
・〇三三二分の点、北緯六十
七度二十五・七九八二分東經
三度十・二〇七八分の点、北
緯六十六度四十九・七二九二

附
則

分東經三度二十五・一三〇四分の点、北緯六十六度二十五・九三四四分東經三度十七・一一〇二分の点、北緯六十五度二十二・七二一四分東經一度二十四・五九二八分の点、北緯六十四度二十五・九六九二分西經〇度二十九・三二一四分の点、北緯六十三度五十三・二二四二分西經〇度二十九・四四二分の点、北緯六十二度五十三・四六五四分東經〇度三十八・三五五分の点、北緯六十二度東經一度二十二・二四九八分の点及び北緯六十二度東經四度五十二・三四六四分の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域

この省令は、令和三年一月一日から施行する。